

## くりりんセンター等長期包括的運転維持管理業務委託事業 実施方針

十勝環境複合事務組合は、くりりんセンター等長期包括的運転維持管理業務委託事業（以下「本事業」という。）を実施する。

この実施方針は、本事業を実施するにあたり、事業者の選定など事業の遂行上必要な事項を方針として定めるものである。

平成 22 年 3 月 29 日

十勝環境複合事務組合 組合長 砂川 敏文



---

く り り ん セ ン タ ー 等  
長期包括的運轉維持管理業務委託事業  
実 施 方 針

---

平成 22 年 3 月 29 日  
十勝環境複合事務組合

# くりりんセンター等長期包括的運転維持管理業務委託事業 実施方針

## 目 次

---

第1章 用語の定義.....	1
第2章 事業内容に関する事項.....	2
第3章 入札参加者の募集及び事業者の選定に関する事項.....	4
第4章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	10
第5章 施設の概要等に関する事項.....	11
第6章 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	12
第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	13
第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	14
第9章 その他長期包括的運転維持管理業務委託事業の実施に関し必要な事項.....	15

---

## 第1章 用語の定義

No.	用語	定義
1	組合	十勝環境複合事務組合をいう。
2	本事業	くりりんセンター等長期包括的運転維持管理業務委託事業をいう。
3	本施設	くりりんセンター等をいう。
4	本実施方針	「くりりんセンター等長期包括的運転維持管理業務委託事業 実施方針」をいう。
5	くりりんセンター等	くりりんセンター、新一般廃棄物最終処分場の総称をいう。
6	くりりんセンター	焼却施設、大型・不燃ごみ処理施設、くりりんプラザ、くりりんパーク、計量所などくりりんセンター敷地内の施設及び設備の総称をいう。
7	新一般廃棄物最終処分場	池田町に建設している一般廃棄物最終処分場で埋立地、浸出水処理施設、管理棟等その他敷地内にある全ての施設・設備の総称をいう。
8	焼却施設	くりりんセンター敷地内にある焼却施設、くりりん発電所及び関連する設備の総称をいう。
9	大型・不燃ごみ処理施設	くりりんセンター敷地内にある大型・不燃ごみ処理施設をいう。
10	くりりん発電所	くりりんセンター敷地内にある発電設備で、汽力発電機、ガスタービン発電機、特別高圧変電所及び関連する設備の総称をいう。
11	くりりんプラザ	くりりんセンター敷地内にある管理棟及び関連する設備で、事務室（インフォメーションセンター）、会議室、アメニティホール、環境学習室、研修室、その他展示品等の総称をいう。
12	くりりんパーク	くりりんセンター敷地内にあるパークゴルフ場、アスレチック・ジョギングコース、北の樹木園、東屋等の施設・設備の総称をいう。
13	計量所	くりりんセンター敷地内にある計量所及び関連する設備をいう。
14	事業期間等	事業準備期間及び事業期間から構成される15年3ヶ月間をいう。
15	事業準備期間	事業者が本施設の運転等の引き継ぎに要する準備期間である平成23年1月1日から平成23年3月31日までの期間をいう。
16	事業期間	平成23年4月1日から平成38年3月31日までの期間をいう。
17	乖離請求期間	事業者が本施設にかかる入札説明書等の記載内容と本施設の現況との間に著しい乖離を証明した場合、これら乖離に基づく費用負担等を組合へ請求できる期間であり、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの期間をいう。
18	S P C	本事業の業務を行う特別目的会社をいう。
19	入札説明書等	本事業の入札公告に際して、公表する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、事業契約書（案）などの資料の総称をいう。
20	入札説明書	本事業の入札公告に際して、公表する「くりりんセンター等長期包括的運転維持管理業務委託事業 入札説明書」をいう。
21	要求水準書	本事業の入札公告に際して、公表する「くりりんセンター等長期包括的運転維持管理業務委託事業 要求水準書」をいう。
22	基本協定書（案）	本事業の入札公告に際して、公表する「くりりんセンター等長期包括的運転維持管理業務委託事業 基本協定書（案）」をいう。
23	事業契約書（案）	本事業の入札公告に際して、公表する「くりりんセンター等長期包括的運転維持管理業務委託事業 事業契約書（案）」をいう。
24	落札者決定基準	本事業の入札公告に際して、公表する「くりりんセンター等長期包括的運転維持管理業務委託事業 落札者決定基準」をいう。
25	様式集	本事業の入札公告に際して、公表する「くりりんセンター等長期包括的運転維持管理業務委託事業 様式集」をいう。

## 第2章 事業内容に関する事項

### 1 事業名

くりりんセンター等長期包括的運転維持管理業務委託事業

### 2 施設の管理者の名称

本施設の管理者は、次のとおりである。

十勝環境複合事務組合 組合長 砂川 敏文

### 3 事業の概要

本事業は、ごみ処理施設及び最終処分場の設置及び管理運営に関する事務を共同処理する組合の構成市町村から搬入される一般廃棄物及びあわせ産業廃棄物を、本施設において適正（安定的、経済的、衛生的かつ安全）に処理するとともに、民間の創意工夫による提案を取り入れた良質な運転維持管理と経費の効率化を図るため、包括的に委託するものである。

### 4 事業の内容

本事業に係る入札に参加し、落札した者（以下「落札者」という。）は、本事業を実施するために株主として出資し設立するSPC（以下「事業者」という。）をもって、これらの業務を行うものとする。

#### (1) 事業期間等

事業準備期間、乖離請求期間及び事業期間は次のとおりとする。

- ・ 事業準備期間  
平成23年1月1日から平成23年3月31日までの3ヶ月間
- ・ 乖離請求期間  
平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間
- ・ 事業期間  
平成23年4月1日から平成38年3月31日までの15年間

#### (2) 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

##### ア 運転管理業務

(ア) くりりんセンター

(イ) 新一般廃棄物最終処分場

##### イ 維持管理業務

(ア) くりりんセンター

(イ) 新一般廃棄物最終処分場

##### ウ 環境管理業務

##### エ 資源物管理業務

##### オ 情報管理業務

##### カ その他関連業務

事業者が行う業務の一覧(予定)を別表1に示す。なお、詳細については、要求水準書に明記する。

(3) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、事業者が実施する本施設の運転維持管理業務の対価として組合から支払われる委託料とする。委託料は、固定料金と変動料金（一般廃棄物等の搬入量に応じて変動）で構成されるものとする。

なお、事業準備に関し必要な費用は、全て事業者の負担とする。

(4) 施設の権利形態

本事業を実施する範囲において必要な施設・設備等は、無償使用とする。

## 5 事業のスケジュール（予定）

- |             |                                     |
|-------------|-------------------------------------|
| (1) 実施方針の公表 | 平成 22 年 3 月 29 日                    |
| (2) 入札公告    | 平成 22 年 5 月 10 日                    |
| (3) 事業者の選定  | 平成 22 年 8 月～9 月                     |
| (4) 落札者の決定  | 平成 22 年 9 月中旬                       |
| (5) 事業契約の締結 | 平成 22 年 12 月                        |
| (6) 事業準備期間  | 平成 23 年 1 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで |
| (7) 事業期間    | 平成 23 年 4 月 1 日から平成 38 年 3 月 31 日まで |

## 6 法令等の遵守

本事業を実施するにあたっては、以下の法令等を遵守すること。

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 公害関係法令及び関係条例
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ 建築基準法、消防法及び関係法令
- ・ 労働基準法、労働安全衛生法及び関係法令
- ・ 組合の条例及び規則
- ・ その他関連する法令等

### 第3章 入札参加者の募集及び事業者の選定に関する事項

#### 1 入札参加者の募集及び選定スケジュール等

本事業における入札参加者の募集及び事業者の選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

なお、事業者の選定にあたっては、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札により行う。

日付	内容
平成22年3月29日（月）	実施方針の公表
平成22年3月29日（月） ～平成22年4月12日（月）	実施方針に対する質問の受付
平成22年4月19日（月）	実施方針に対する質問の回答
平成22年5月10日（月）	入札公告
平成22年5月10日（月） ～平成22年5月21日（金）	入札説明書等の公表及び配布 参考資料の配布
平成22年5月上旬	入札説明書等に関する質問の受付（第1回）
平成22年5月下旬	入札説明書等に関する質問の回答（第1回）
平成22年6月上旬	参加資格申請書類の受付
平成22年6月中旬	資格審査結果の通知
平成22年6月中旬	現地見学会及び参考資料の閲覧
平成22年6月中旬	入札説明書等に関する質問の受付（第2回）
平成22年7月上旬	入札説明書等に関する質問の回答（第2回）
平成22年8月上旬	入札書及び提案書等の受付
平成22年9月中旬	落札者の決定及び公表
平成22年9月下旬	基本協定の締結
平成22年12月中旬	事業契約締結

#### 2 入札参加手続き等

##### (1) 実施方針に関する質問の受付及び回答

実施方針の記載内容に関する質問の受付を以下のとおり行う。なお、応募者から提出された質問等について、必要と判断した場合にはヒアリングを行う。

##### ア 質問の受付期間

平成22年3月29日（月）午前9時から平成22年4月12日（月）午後5時まで

##### イ 提出方法等

##### (ア) 提出先

十勝環境複合事務組合 くりりんセンター

##### (イ) 提出方法

実施方針等に関する質問書(第1号様式)に内容を簡潔にまとめて記載し、E-mailにより提出することとする。なお、質問書のデータはMS-Excel形式で作成することとする。

##### (ウ) 電子メールアドレス

kuririncenter@tokachikankyou.or.jp

ウ 回答方法

実施方針等に関する質問への回答は、平成 22 年 4 月 19 日(月)に組合のホームページにて公表する。

(2) 入札公告

入札公告は、平成 22 年 5 月 10 日(月)とし、組合のホームページ等で公表する。

(3) 入札説明書等の公表及び配布

ア 入札説明書等の公表

平成 22 年 5 月 10 日(月) 入札公告と同時

イ 入札説明書等の配布

入札説明書等[入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書(案)、事業契約書(案)]を次のとおり配布する。また、組合のホームページからもダウンロードすることができる。

(ア) 配布日時

平成 22 年 5 月 10 日(月)から平成 22 年 5 月 21 日(金)の午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く。

(イ) 配布場所

十勝環境複合事務組合 くりりんセンター  
〒080-2464 北海道帯広市西 24 条北 4 丁目 1-5

(4) 入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表

入札説明書等に記載された内容について質疑応答を行う。なお、具体的な日程、場所等については入札説明書等に示す。

(5) 参加資格申請書類の受付、審査結果の通知

本事業の応募者に、参加表明書、参加資格確認申請書等資格審査に必要な書類の提出を求める。なお、資格審査の結果は応募者に通知する。参加資格審査申請書類の提出方法・時期及び必要な書類等の詳細については、入札説明書に示す。

(6) 資料の閲覧等

ア 資料等の提供及び閲覧等

資格審査を通過した者(以下「入札参加者」という。)は、入札説明書に定めるところにより、「守秘義務に関する誓約書」を提出し、組合の保有する本施設に関する資料のうち、組合が必要と判断した資料の提供を受けること及び閲覧することができる。

なお、資料の詳細については、入札説明書に示す。

イ 現地見学会等

入札参加者は、本施設の状況を確認するために組合が開催する現地見学会に参加することができる。現地見学会の詳細については、入札説明書に示す。

(7) 入札書及び技術提案書の受付

本事業に関する入札書及び技術提案書(以下、入札書と技術提案書を総称して「提案書等」という。)を平成 22 年 8 月上旬に受け付ける。提案書等の審査にあたって、組合が必要であると判断した場合は、入札参加者に対して個別にヒアリングを行うことを予

定している。提案書等の提出方法・時期及び提案に必要な書類等の詳細については、入札説明書等に示す。

(8) 落札者の決定・公表

提案書等については、くりりんセンター等長期包括的運転維持管理業務委託事業提案審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において総合的に評価を行い、落札者を選定する。組合は、事業者となるべき落札者を決定し、入札参加者に通知するとともに、組合のホームページにて公表する。

(9) 事業契約の締結

組合は、落札者との間で基本協定を締結し、事業契約内容の詳細について協議する。上記の協議に基づき、落札者は、会社法上の株式会社の形態により本事業を実施するための特別目的会社（SPC）を設立し、組合は、平成22年12月中旬を目処に当該特別目的会社と事業契約を締結する。

### 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

入札参加者は、以下の参加資格要件を全て満たすものとする。

(1) 入札参加者の構成等

ア 入札参加者は、SPC（SPC設立の詳細については、「5 SPCの設立に関する要件」を参照のこと。）に出資する企業（以下「構成員」という。）とSPCに出資しない企業（以下「協力企業」という。構成員と協力企業を総称して、以下「構成企業」という。）で構成されるものとする。なお、構成企業は、構成員のみとすることも可能とする。

イ 入札参加者の構成企業には、十勝管内に本社を有する企業を少なくとも1者以上入れるものとする。

ウ 入札参加者の構成企業の企業数の上限は任意とするが、構成企業は本事業の実施に関して、それぞれ適切な役割を担う必要がある。そのため、参加表明書及び資格審査申請書類の提出時に、入札参加者の構成企業を本事業の遂行上果たす役割とともに明らかにするものとする。

エ 入札参加者は、構成員のうち下記「(2)入札参加者の参加資格要件」の「イ くりりんセンターの運転維持管理を行う者の参加資格要件」の(ア)及び(ウ)を満たす者を代表企業として定めるとともに、当該代表企業が入札参加手続きを行うものとする。

オ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。

カ 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。

※その他組合が必要と認める入札参加者の構成等については、入札説明書において明記する。

(2) 入札参加者の参加資格要件

ア 入札参加者の共通参加資格要件

(ア) 組合が準用する帯広市契約規則第6条第3項の規定に基づく資格を有する者として帯広市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(イ) 代表企業は、事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

イ くりりんセンターの運転維持管理を行う者の参加資格要件

くりりんセンターの運転維持管理を行う者は、構成企業全体で以下の要件を全て満た

すものとする。

(ア) 運転維持管理業務の実績

以下に示す全ての運転維持管理業務実績を元請として1件以上有していること。

- ・ 全連続式焼却施設（ストーカ式焼却炉）（100 t／炉以上、かつ、2 炉以上）の運転維持管理業務の実績
- ・ 「2,000kW 以上(特別高圧)」、かつ、「蒸気条件 300℃、3.0MPa 以上」のボイラータービン式の発電設備を有する廃棄物中間処理施設の運転維持管理業務の実績
- ・ 粗大ごみ処理施設（80 t／日（5 時間）以上）の運転維持管理業務の実績

(イ) 全連続式焼却施設における焼却炉、ボイラー、情報処理システム（DCS）その他主要設備の更新工事の実績を元請として1件以上有していること。

(ウ) 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、全連続式焼却施設（ストーカ式焼却炉）（100 t／炉以上、かつ、2 炉以上）の現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として事業開始後 2 年間以上配置できること。

ウ 新一般廃棄物最終処分場の運転維持管理を行う者の参加資格要件

新一般廃棄物最終処分場の運転維持管理を行う者は、構成企業全体で以下の要件を全て満たすものとする。

なお、これらの要件の中でいう業務実績及び業務経験は、一般廃棄物最終処分場、公共関与型産業廃棄物最終処分場におけるものに限るものとする。

(ア) 最終処分場の運転維持管理業務実績を元請として1件以上有していること。なお、最終処分場の運転維持管理業務には、少なくとも浸出水処理施設の運転維持管理を含むものとする。

(イ) 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、最終処分場の業務経験を有する技術者を配置できること。

※その他組合が必要と認める参加資格要件については、入札説明書において明記する。

(3) 構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。

イ 組合が準用する帯広市の建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置に関する要領による指名停止措置を受けている者。

ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者。

エ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。

オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（更生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。)

カ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（再生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。)

キ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者。

ク 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされた者。

ケ 国税又は地方税を滞納している者。

コ 組合が本事業に係るアドバイザー業務を委託している者及びかかる者と当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本実施方針において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

本事業に関し、組合のアドバイザー業務を行う者及び提携関係にある者は以下のとおりである。

- ・株式会社エイト日本技術開発
- ・東京青山・青木・狛法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）

※その他組合が必要と認める構成企業の制限については、入札説明書において明記する。

#### 4 入札参加資格の審査

組合は、入札参加者の備えるべき参加資格要件の確認を行うため資格審査を実施する。

- (1) 「第3章 3 (2)入札参加者の参加資格要件」及び「第3章 3 (3)構成企業の制限」の参加資格確認基準日は参加資格確認申請書受付最終日とする。
- (2) 参加資格確認基準日の翌日から落札者決定日までの間、入札参加者の構成企業が入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合、組合は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠くような事態が生じた場合で、当該入札参加者が、入札参加資格を欠いた構成企業に代わって、入札参加資格を有する構成企業を補充し、組合が入札参加資格を確認のうえ事業契約締結後の本事業の遂行に支障をきたさないと判断した場合は、当該入札参加者の入札参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成企業が入札参加資格を欠いた日とする。
- (3) 落札者決定日の翌日から事業契約の締結までの間、落札者の構成企業が入札参加資格を欠くような事態が生じた場合、原則として組合は事業者と事業契約を締結しない。この場合において、組合は事業者に対して一切の費用負担を負わないものとする。
- (4) 入札参加資格のない者がした応募、入札参加資格を確認するための資料並びに提案書等に虚偽の記載をした者がした応募、及び入札に関する条件に違反した応募は、失格とする。

#### 5 S P Cの設立に関する要件

- (1) 落札者は、仮契約締結までに会社法（平成17年法律第86号）に規定される株式会社としてS P Cを組合構成市町村内に設立すること。
- (2) S P Cへの出資は落札者の全ての構成員によるものとし、落札者の構成員以外の者の出資は認めない。また、落札者の構成員のうち、代表企業の出資比率は50%を超えるものとする。
- (3) 全ての出資者は、事業契約終了までS P Cの株式を保有するものとし、組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

## 6 構成企業の変更の制限

本事業の落札者となつてから事業期間終了まで、構成企業及びその役割の変更及び追加等は、組合の事前の承諾がある場合を除き認めない。

## 7 審査及び選定に関する事項

### (1) 審査委員会の設置

提案書等の審査にあたっては、学識経験者で構成する審査委員会を設置する。

### (2) 審査の手順及び方法

あらかじめ設定した「落札者決定基準」に従つて、審査委員会において提案書等の審査を総合評価の方法により行い、落札者を選定する。総合評価は、入札参加者の提出した提案内容について、評価項目ごとに評価に応じた得点を付与し、得点の合計の最も高い者を落札者として選定する。組合は、審査委員会の審査結果に基づき、落札者を決定する。なお、落札者決定基準は入札公告時に公表する。

#### ア 結果の公表

組合は、落札者を決定した場合は、その結果を速やかに公表する。

### (3) 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は入札参加者に帰属するものとし、組合に帰属しない。ただし、公表、展示、その他組合がこの事業に関して必要と認める用途に用いる場合、組合は、これを無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の提案については本事業の公表の目的以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

### (4) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、運転維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負うこととする。

## 第4章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### 1 基本的考え方

本事業における運転維持管理の責任は、原則として事業者が負う。ただし、組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途事業者と協議の上、組合は応分の責任を分担する。

### 2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び組合と事業者との責任分担は、原則として別表2に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、入札説明書で明示し、最終的には、事業契約で定める。

### 3 事業の実施状況の監視

組合は、事業者が実施する施設の運転維持管理について、定期的に監視を行う。監視の方法、内容等については、入札説明書で明示し、最終的には、事業契約で定める。また、定期的な監視の結果、事業者の提供する施設の整備及び運転維持管理に係るサービスが事業契約に定める水準に達していないと判断される場合は、組合は委託料の減額等を行うとともに、事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができる。

## 第5章 施設の概要等に関する事項

### 1 施設の概要及び規模

本施設の概要及び規模は以下のとおりである。

対象施設		概要
くりりんセンター	立地場所	帯広市西 24 条北 4 丁目 1-5
	供用開始	平成 8 年 10 月
	施設規模	①計量所：計量機 3 基 ②焼却施設 全連続燃焼式焼却炉(ストーカ式) 330t/日(110t/日×3 炉) 蒸気条件：400℃、3.8MPa ③大型・不燃ごみ処理施設 110t/日 (破碎施設：80t/5h) (プラスチック減容圧縮施設：30t/5h) ④くりりん発電所 発電規模：8,600kW (汽力発電：7,000kW) (ガスタービン発電：1,600kW) ⑤くりりんプラザ アメニティホール、環境学習室、研修室、 事務室、会議室 ⑥くりりんパーク パークゴルフ場：18 ホール、全長 830m アスレチック・ジョギングコース：1 周 520m 北の樹木園：160 種類以上
新一般廃棄物最終処分場(建設中)	立地場所	中川郡池田町字美加登 279 番 10
	供用開始	平成 23 年 4 月(予定)
	施設規模	埋立容量：311,200m <sup>3</sup> 埋立面積：27,360m <sup>2</sup> 浸出水処理施設：25m <sup>3</sup> /日 (凝集沈殿+逆浸透膜+滅菌) 被覆型(浸出水処理水は無放流)

### 2 処理対象物

#### (1) くりりんセンター

- ・可燃ごみ、不燃ごみ、大型ごみ、有害ごみ等
- ・あわせ産業廃棄物(動植物性残渣等)
- ・災害廃棄物等

#### (2) 新一般廃棄物最終処分場

- ・くりりんセンターからの焼却残さ、不燃物、プラスチック圧縮物等
- ・下水処理場からの沈砂

## 第6章 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、事業契約等の規定に基づいて、組合と事業者は、誠意をもって協議する。また、事業契約に関する紛争については、釧路地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

### 1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、組合は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかつたときは、組合は、事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、組合は事業契約を解除することができる。
- (3) 前2号の規定により組合が事業契約を解除した場合、事業者は、組合に生じた損害を賠償しなければならない。

### 2 組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。
- (2) 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、組合は、事業者に生じた損害を賠償する。

### 3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他組合又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、組合及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、組合及び事業者は、事業契約を解除することができる。

### 4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

## 第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項は、次のとおりである。

### 1 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点で、組合は、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していないが、法改正等により措置が適用される場合には、適切な措置を行うことができるように努めることとする。

### 2 財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点で、組合は、事業者に対する財政上及び金融上の支援等は想定していない。

## 第9章 その他長期包括的運転維持管理業務委託事業の実施に関し必要な事項

### 1 入札に伴う費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

### 2 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、以下のとおりとする。

担	当	課	:	十勝環境複合事務組合	くりりんセンター		
			:	〒080-2464	北海道帯広市西24条北4丁目1-5		
T	E	L	:	0155-37-3550			
F	A	X	:	0155-37-4119			
E	-	m	a	i	l	:	kuririncenter@tokachikankyou.or.jp
ホ	ー	ム	ペ	ー	ジ	:	<a href="http://www.clean-recycle.jp/">http://www.clean-recycle.jp/</a>

別表 1

## 事業者が行う業務の一覧（予定）

業務範囲	くりりんセンター					新一般廃棄物 最終処分場		備考
	計量所	焼却 施設	大型・不燃 ごみ処理 施設	くりりん プラザ	くりりん パーク	埋立地	浸出水処 理施設	
<b>1 運転管理業務</b>								
1) 受付管理	○						○	
2) 計量	○						○	
3) 施設までの案内・指示	○						○	
4) 料金収納	○							
5) 施設の運転(適正処理)		○	○			○	○	
6) 搬入物の性状分析		○	○					
7) 搬入管理		○	○			○		
8) 焼却処理対象物の搬出			○					
9) 最終処分物の搬出		○	○					
10) 資源化物等の搬出			○					
11) 搬出物の性状分析		○	○					
12) 運転管理体制の整備	○	○	○			○	○	
13) 運転計画の作成		○	○			○	○	
14) 運転管理マニュアルの作成・ 実施		○	○			○	○	
15) 運転管理記録の作成		○	○			○	○	
<b>2 維持管理業務</b>								
1) 備品・什器・物品・用役の調 達計画	○	○	○	○	○	○	○	
2) 備品・什器・物品・用役の管 理	○	○	○	○	○	○	○	
3) 点検・検査計画の作成	○	○	○	○	○	○	○	
4) 点検・検査の実施	○	○	○	○	○	○	○	
5) 補修計画の作成	○	○	○	○	○	○	○	
6) 補修の実施	○	○	○	○	○	○	○	
7) 施設の保全	○	○	○	○	○	○	○	
8) 更新計画の作成	○	○	○	○	○	○	○	
9) 更新工事の実施	○	○※1	○※1	○	○	○	○	※1:大規模な更新工事が発生する予定である。
10) 改良保全	○	○	○	○	○	○	○	運営段階における事業者の提案による
11) 清掃	○	○	○	○	○	○	○	
12) 安全衛生管理・作業環境管理	○	○	○	○	○	○	○	
13) 建築物の機能維持	○	○	○	○	○	○	○	
14) 建築物の点検管理	○	○	○	○	○	○	○	
15) 施設見学者等への対応	○	○	○	○	○	○	○	
16) 案内展示設備の点検・修理・ 更新		○	○	○	○		○	
17) 啓発施設の設備管理				○				
<b>3 環境管理業務</b>								
1) 環境保全基準の設定		○	○			○	○	
2) 環境保全計画の策定・実施		○	○			○	○	
3) 作業環境管理基準の設定	○	○	○	○	○	○	○	
4) 作業環境管理計画の策定・ 実施	○	○	○	○	○	○	○	
<b>4 資源物管理業務</b>								
1) 資源物の管理			○					
<b>5 情報管理業務</b>								
1) 運転管理記録報告	○	○	○	○	○	○	○	
2) 点検・検査報告	○	○	○	○	○	○	○	
3) 補修・更新報告	○	○	○	○	○	○	○	
4) 環境管理報告		○	○			○	○	
5) 作業環境管理報告	○	○	○	○	○	○	○	
6) 資源物管理報告			○					
7) 施設情報管理	○	○	○	○	○	○	○	

別表 2

## リスク分担表

段階	リスクの種類	リスクの内容	分担者	
			組合	事業者
共通	計画変更	事業計画の変更及び入札説明書等の誤りに関するもの	○	
		事業者の判断の不備によるもの		○
	資金調達	事業者の事業の実施に必要な資金調達に関するもの		○
	契約締結	組合の事由により、事業者と契約が結べない、又は契約手続きに時間を要する場合	○	
		事業者の事由により、組合と契約が結べない、又は契約手続きに時間を要する場合		○
	政策変更	組合に関わる政策の変更(本事業に直接的影響を及ぼすもの)	○	
	法令等変更(税制変更を含む)	事業に直接影響を及ぼす法令等の新設・変更	○	
		上記以外の法令等の新設・変更		○
	許認可取得	組合が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○	
		事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○
	第三者賠償	本施設の調査、運転維持管理による騒音・振動・地盤沈下等による場合		○
		事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○
	住民対応	事業内容等、事業そのものに関する住民反対運動、訴訟	○	
		事業者が行う調査、運転維持管理に関わる住民反対運動、訴訟		○
	調査内容に関するもの	組合が実施した調査等によるもの	○	
		事業者が実施した調査等によるもの		○
	事業の中止・延期	組合の指示等によるもの <sup>注1</sup>	○	△
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
	周辺環境の保全	事業者の業務に起因して環境に影響を及ぼしたものの		○
	債務不履行	組合による債務不履行	○	
事業者による債務不履行			○	
土地の瑕疵	土壌・地下水汚染等、土地の瑕疵に関するもの	○		
物価変動	事業開始後の物価変動 <sup>注2</sup>	○	△	
金利変動	金利変動		○	
不可抗力	天災・暴動等自然的又は人為的な事象のうち、通常の見可能な範囲を超えるもの <sup>注3</sup>	○	△	
計画	応募コスト	提案書作成の費用負担		○
運営	支払い遅延・不能	組合の支払い遅延・不能に関するもの	○	
	ごみ量変動	計画した廃棄物量が確保できない <sup>注4</sup>	○	△
	ごみ質変動	計画した廃棄物質が確保できない <sup>注5</sup>	○	△

※:○:主分担 △:従分担

段階	リスクの種類	リスクの内容	分担者	
			組合	事業者
運営	搬入管理	本施設へのごみの搬入管理において、事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○
		上記以外	○	
	運営費上昇	組合の指示等による運転維持管理費の増大	○	
		上記以外(ただし、不可抗力による場合は除く。)の要因による運転維持管理費の増大(物価変動によるものは除く。)		○
	施設損傷	組合及び第三者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷(事業者の管理不備の場合を除く。)	○	
		事業者に起因する事故及び火災等災害等による施設の損傷		○
	要求水準の未達	要求水準の未達(施工不良を含む。)		○
安定稼働	事業者の行った業務に起因しない事由により安定稼働できない場合に、処理能力を確保できないリスク	○		
改良保全リスク	施設の改良保全に起因するもの <sup>注6</sup>		○	
終了時	施設の健全性	事業期間満了時における要求水準の保持		○
	終了手続き	終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの、事業会社の清算手続きに伴う評価損益等		○

※:○:主分担 △:従分担

表中の「注」については以下に示すとおりである。詳細は、入札説明書等に示す。

注1:組合の指示等による事業の中止・延期については、履行済み未払い分及び中止等に伴って事業者が生じる損害については組合が負担する。

注2:事業開始後の物価変動については、一定程度までの変動は事業者の負担であり、それ以上は組合が負担する。

注3:不可抗力における1事業年度における費用負担については、一定程度までは事業者が負担し、それ以上は組合が負担する。

注4:ごみ量変動については、固定料金及び変動料金の2料金制を採用することにより対応する。計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、組合、事業者の協議による。

注5:ごみ質変動については、計画ごみ質の範囲内では、合理的な理由がない限り、ごみ質の変動による委託料等の見直しは行わない。計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、組合、事業者の協議による。

注6:事業者よりなされる改良保全提案により改良された設備、機器に対する責任は事業者となる。なお、改良保全提案の採用の可否は組合が判断を行い、その場合の費用、委託料等への反映方法等については、組合、事業者の協議による。

十勝環境複合事務組合あて

## 実施方針に関する質問書

くりりんセンター等長期包括的運転維持管理業務委託事業に関する実施方針について、次のとおり質問がありますので提出します。

担当者	会社名	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

				総質問数	問
No	資料名	頁	項目	質問	
1	(記載例) 実施方針	1	(記載例) 1.1 (1) 事業名	○○○	
2					
3					

※1：質問等は、本様式1行につき1問とし、簡潔にまとめて記載して下さい。

※2：質問数に応じて行数を増やし、「No」の欄に通し番号を記入して下さい。なお、「No」欄及び「頁」欄は、半角数字で記入して下さい。

※3：本様式のMS-Excelデータは、十勝環境複合事務組合ホームページにおいてダウンロードして下さい。

ホームページアドレス <http://www.clean-recycle.jp/>